

論文式試験問題集  
[商法]

## 問題文

次の各事例において、会社法上、取締役会設置会社であるA株式会社の取締役会の決議が必要か、検討せよ。

1 A会社の代表取締役BがC株式会社の監査役を兼任する場合において、A会社が、C会社のD銀行に対する10億円の借入金債務について、D銀行との間で保証契約を締結するとき。

2 A会社の取締役EがF株式会社の発行済株式総数の70パーセントを保有している場合において、A会社が、F会社のG銀行に対する1000万円の借入金債務について、G銀行との間で保証契約を締結するとき。

3 ホテルを経営するA会社の取締役Hが、ホテルの経営と不動産事業とを行うI株式会社の代表取締役に就任して、その不動産事業部門の取引のみを担当する場合。

2022年11月27日

担当：弁護士 氏森政利

# 答案構成

## 設問 1

### 1 利益相反取引

D との保証契約締結が「取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引」に該当する場合には、重要事実を開示のうえ取締役会の承認を得なければならない（356 条 1 項 3 号、365 条）

[規範]

関節取引について取締役会の承認を要する趣旨は、会社の犠牲のもと取締役が不当な利益を得ることのないようチェックさせる点にある

↓

「株式会社と当該取締役との利益が相反する取引」とは、会社の犠牲のもと取締役が利益を得る取引をいう。

[あてはめ]

<確かに>

保証契約の締結は A に債務負担を負わせる行為

<しかし>

他方で A は C の監査役に過ぎず、C に契約を締結させる権限があるわけでもないうえ、保証契約締結により C に経済的な利益があるわけではない。

<したがって>

会社の犠牲のもと取締役が利益を得る取引には該当せず、356 条 1 項 3 号の適用はない。

### 2 「多額の借財」

D との保証契約締結が「多額の借財」に該当する場合には、取締役会の決議を要する（362 条 4 項 2 号）

↓

(1) まず、保証契約締結は「借財」に該当するか

<たしかに>

借財の文言上の意味からすれば、借入のみをさすとも思われる

<しかし>

362 条 4 項 2 号を役員承認にかからせた趣旨は、過大な債務負担が会社経営に悪影響を与えるリスクがあり、役員による慎重な経営判断が必要だから

<とすると>

保証契約締結は会社に一方的に債務を負担させるものであり、そのリスクは借入の場合と異なるところはない

<したがって>

保証契約締結は「借財」に該当

↓

(2) 次に、10億の保証は「多額」といえるか

上記趣旨に鑑み、多額か否かは会社の資産状況や収益力等によって個別に判断されるべきものであるが、一般に10億は大会社か否かを分ける基準（5億）の倍であり多額といえる

(3) よって、保証契約締結は「多額の借財」に該当し、役会承認を要する。

## 設問2

設問1同様、Fとの保証契約締結が「取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引」に該当する場合には、重要事実を開示のうえ取締役会の承認を得なければならない（356条1項3号、365条）

[あてはめ]

保証契約の締結はAに債務負担を負わせる行為である点は設問1と同様

<そして>

EはFの株式の70%を保有しており、配当決議を単独で可決できる

↓

Fの業績次第でEは経済的利益を得られる可能性あり

<したがって>

Aの犠牲のもとEが利益を得るという関係にあり、利益相反取引に該当

↓

356条1項3号、365条により取締役会決議が必要

## 設問3

Iの代表取締役に就任し、不動産事業部門の取引を担当する行為が「株式会社の事業の部に属する取引をしようとするとき」（競業取引）に該当する場合には、重要事実を開示のうえ取締役会の承認を得なければならない（356条1項1号、365条）。

[規範]

ここで、競業取引について役会決議が必要な趣旨は、取締役が会社のノウハウや知見を利用して会社の取引先を奪う等して損害を与えるおそれがある行為を行うに際し、会社が損害を被ることがないように予め取締役会においてチェックしようとするもの

↓

「株式会社の事業の部類に属する取引」とは、会社が現に営み、又は営もうとする事業との間で取引先やノウハウに共通点があり、会社の事業と利害が衝突する可能性のある取引を広く含む。

[あてはめ]

<たしかに>

- ・代表取締役就任すること自体は取引ではないので「取引」に該当しないとも思われる
- ・不動産の取引のみを担当するということであれば必ずしも利害衝突は生じないのではないかとも思われる

<しかし>

・代表取締役には包括的な代表権があり、その制限は善意の第三者に対抗できない（349条4項、5項）→ホテル事業の取引に関与せざるを得なくなる可能性はある

・Iが取締役会設置会社である場合、代表取締役である以上取締役会の構成メンバーとしてホテル事業に関する業務執行に関与することとなる可能性もある

・ホテル事業の経営においては不動産の用地取得もノウハウの一つであり、当該ノウハウは不動産事業にも共通する。Hが不動産事業においてAのノウハウを活用して業務執行する場合、当該ノウハウがHのホテル事業に流用される可能性がある

<したがって>

・HによるIの代表取締役就任により、AのノウハウがIのホテル事業に流用される可能性があり、会社の事業と利害が衝突する可能性のある取引といえる

↓

356条1項1号、365条により取締役会の承認が必要

2022年11月27日

担当：弁護士 氏森政利